健康福祉審議会 2023/7/24 第3回障害部会 資料3

中野区における障害者の就労の支援(中野区障害者計画課題4)

1 社会背景

今期の中野区障害者計画が策定された令和3年4月以降の障害者の就労支援に関する社会の動きとしては、次のことが上げられます。

(1) 法定雇用率の変遷

令和3年3月に法定雇用率が引き上げられてから以降、今期の中野区障害者計画の期間である令和3年4月から令和5年度まで変動はありませんでした。今後については令和6年度以降の段階的な引き上げが決定しており、業種による軽減策も縮小する方針としています。

令和3年3月 民間企業 2.3% 国及び地方公共団体 2.6%

令和6年4月 2.5% 2.8%

※週20時間未満の方の雇用率への算定可能に変更

令和8年7月 2.7% 3.0%

第5次障害者基本計画においては、法定雇用率の達成企業の割合を、2027年度には56%としています。2021年6月の達成状況が47%でした。法定雇用率に認められる就労時間の短縮など、これまでの枠組みの中で雇用に結びつきづらかった重度障害のある人や精神障害のある人の雇用機会の創出といった就労支援センターにおける企業への働きかけがより必要とされるようになると考えられます。

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響

この3年間は、新型コロナウイルス感染症のまん延のため、職場実習の受入れが大幅に縮小し就労者数も減少しました。行動制限の撤廃と今後の法定雇用率の上昇を受けて、障害者雇用を推進していくことになります。

就労している方も、リモートワークや勤務日数の抑制など、これまでと異なる生活リズムになり、置かれた状況に応じた生活支援が必要となる人もいました。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律の改正等

令和4年に改正、令和6年4月に施行する改正法において、障害者の就労に関連して、新サービス「就労選択支援」の創設及び法定雇用率の算定における改正がありました。就労選択支援においては、就労アセスメントの手法を活用し、障害者本人にとってより適した就労環境になるように支援する環境を整えます。また、障害者雇用にいては、雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようになります。

企業に対しては、障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金における支給方法を見直し、 企業が実施する職場定着等の取組に対する助成が強化されます。

2 障害者基本計画等

今期の中野区障害者計画は第4次障害者基本計画に基づき、中野区における取組みを策定し、 3年目にあたる令和5年度から障害者基本計画は第5次に進みました。

令和6年度からの中野区障害者計画は、第5次障害者基本計画に基づき、中野区における課題 や施策を検討し、施策ごとの主な取組を策定していくことになります。

障害者雇用・就業、経済的自立については、第4次と第5次ともに主要施策として掲げられ、 基本的な考え方は同じでした。引き続き、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分 に発揮できるように環境を整備し、必要な支援を受けることができるよう更なる拡充が求められ ています。

主な内容については、雇用・就業、経済的自立の支援という施策の柱は変わりませんが、記載 される内容は福祉的就労に関して直接的な表現はなくなり、一般就労を前面に打ち出しています。 以下、第4次障害者基本計画及び第5次障害者基本計画の就労支援に係る記述を抜粋し、記載 しました。下線部が、第4次と第5次で変更された記述です。

○第4次(2018年4月から2023年3月まで)

【基本的考え方】

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の 支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。

【主な内容】8.雇用・就業、経済的自立の支援

- ○総合的な就労支援
- ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- ○多様な就業機会の確保
- ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
- ・福祉的就労の質の向上・底上げ(工賃向上)
- 農業分野の就労支援

○第5次(2023年4月から2028年3月まで)

【基本的考え方】第4次から継続(同文)

【主な内容】9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- ○総合的な就労支援
- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、 就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の 支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

3 障害者の就労支援の取組みについて

(1) 実現すべき状態

中野区障害者計画において、今期は次のように示しています。

職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害のある人が当たり前に働ける地域社会のなかで、個々の特性に応じ就労形態を選択し、いきいきと暮らしています。 就労継続支援事業所では、作業技術の向上等に伴い、工賃月額が上がり、利用者がやりがいを感じ、意欲を持って働いています。

後述しますが、今期は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労者数も平均工賃も当初の目標値を下回る結果となっています。

次期に向けては、新型コロナウイルス感染症による影響が縮小したことを受け、改めて障害のある人を取り巻く課題を抽出し、いきいきと暮らすこと、やりがいや意欲をもって働けることを実現するためにどのような支援を行い、目標値を定める必要があるのかを検討していきます。

(2) 現状と課題

① 一般就労への支援

新型コロナウイルス感染症による影響はありましたが、中野区役所内における職場体験実習は年間6回のペースで継続し、就労する意欲のある障害のある人の体験やアセスメントの機会を確保してきました。雇用が進みづらい時期が続きましたが、個々の準備性を高めるための支援は感染症に関係なく、継続して実施してきています。

なお、区内の就労移行支援事業所においては利用者数の減少傾向が見られます。特別支援学校から直接就労に結びつくことも多くなったことも一因です。今後は休職中の職場復帰に向けた支援に係る取組など、これまでの就労支援に加えニーズに応じた支援の幅が求められるようになります。

また、障害者施策においても、重層的支援や包摂的な地域社会の実現を拡充するものとして、 社会資源の活用や他の福祉分野における施策との連携などを推進していく必要があります。 一般就労においては、障害者施策の枠に留まらず、ソーシャルファームの拡大を見据え、中 野区としても企業が障害者雇用に意欲的に取り組めるように積極的に働きかけを行う必要が あります。

② 就労継続支援事業所における工賃向上

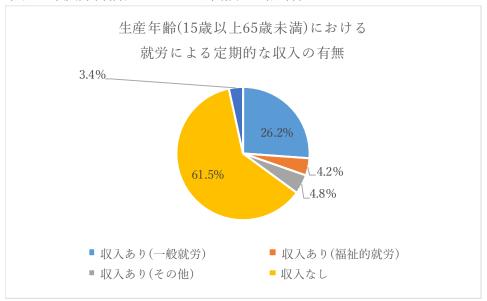
中野区内の就労継続支援B型事業所における令和4年度の平均工賃(暫定値)は 17,301円でした。令和元年度は17,207円、令和2年度は16,844円、令和 3年度は16,386円でした。

新型コロナウイルス感染症による受注の減少、事業所運営における利用者のシフト勤務や在宅における支援の影響が現れています。また、自主生産品は、地域のおまつりや区内外のイベントへの出店などにより販売の機会を確保していましたが、おまつり等が中止となり、どの事業所も売上げが減少したとの話をうかがいました。新たな販路としてインターネット販売を試行する事業所などもありましたが、売上げを維持することが非常に難しかったとのことです。

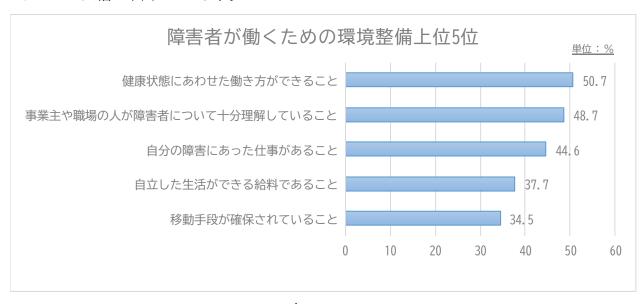
参考に、東京都の平均工賃は、令和元年度が16,154円、令和2年度は14,777円、令和3年度が15,563円でした。

(3) 成果指標と目標値

令和4年度障害福祉サービス動向調査(抜粋)



福祉的就労を含む就労による定期的な収入のある方は35.2%した。令和2年度の調査の59.9%を大幅に下回っています。



障害者が働くための環境整備については複数回答による項目選択結果です。前回の令和2年度(2020年度)の調査と比して、上位1位がら3位までは変わらず、4位と5位が入れ替わる結果になりました。それぞれの項目の占める割合も前回の調査と概ね同等となっています。

(4) 成果指標と目標値

成果目標	指標とする理由	現状値	目標値	目標値
以未日保 	11保とりの性田	令和4年度	令和5年度	令和7年度
年金・手当以外の一般就 労による定期的な収入の ある障害のある人(15歳以 上65歳未満)の割合	障害のある人の経済的 自立を直接示すため	26.2%	42.8%	43.5%
就労支援事業による一般 就労者数	一般就労促進に向けた 取組の成果を示すため	57 人	71人	77 人

一般就労による収入がある障害のある人の割合は、令和2年(2020年度)の調査結果の41.8%から大幅に減少しています。

また、一般就労者数も、令和2年(2020年度)の調査結果の63人から減少しています。

4 施策の推進

〈施策1〉就労機会の拡大

① 身近な地域での雇用の場の確保

就労支援センター利用者数及び就職者の推移

年度	30	31	2	3	4
利用登録者数(実数)	857	932	950	981	1,017
就職者数	69	63	50	55	57

就職者数は令和2年度に最大の減少となりましたが、徐々に回復してきています。

② 職場における障害への理解の促進

就労支援センターにおける企業等との連携

年度	30	31	2	3	4
職場実習支援等件数	48	41	24	32	26
職場開拓件数	1	38	4	6	6

職場実習支援等においても件数が減少しています。

〈施策2〉一般就労への支援と定着の取組の強化

① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

年度	30	31	2	3	4
特別支援学校高等部訪問回数	24	12	7	19	16
対応延人数	182	124	56	158	70
実習先見学同行	_	23	17	8	4

就労を継続するために、特別支援学校卒業後も切れ目のない支援が必要であり、在学中から支援できる体制を設けています。在籍児の人数や障害の状況が年度毎の実績数に直結しますが、新型コロナウイルス感染症による影響も見られます。

② 体験実習を通した就労支援の充実

区役所等職場体験実習参加者の推移

年度	30	31	2	3	4
実施回数	6	6	5	6	6
参加者数	15	16	9	11	10

概ね2月に1回、コンスタントに実施しました。就職に向けたステップの1つとして、 または、職場実習に向けて取組む課題を確認する機会として、参加される方の目的に応じて、 日数や環境を調節しながら実施しています。

③ 就労定着に向けた関係機関の連携強化

就労支援センターにおける就労定着・生活支援実績の推移

年度	30	31	2	3	4
定着・生活支援対象者数	366	395	384	401	405
延支援件数	7,078	7,282	6, 337	6,463	7,021

就労定着支援・生活支援の利用期限はありません。訪問や面接を実施しづらい時期でも ありましたが、対象者の増加に伴い支援件数は増加しています。

④ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援

区内障害者関係機関や施設が就労支援等に関し連携して取り組むために「なかの障害者 就労支援ネットワーク」を運営しています。

ネットワークでは運営会議の開催、雇用就労部会及び共同受注部会を設置し、就労支援 や共同受注における連携、協働に取り組んでいます。

今期は新型コロナウイルス感染症の影響があり、当事者が実際に働く企業への見学会や、 就労支援センターからの講演や意見交換会が開催できませんでした。

〈施策3〉就労支援事業所における工賃の向上

① 民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援

共同受注促進事業により受注した業務の推移

年度	30	31	2	3	4
受託業者数		29	22	26	31
受託業務件数	405	291	212	262	429

就労系障害福祉サービス事業所が安定的に仕事を受託し工賃アップを図るため、共同受 注促進事業として、専任の受注開拓員を配置しています。中野区障害者福祉事業団に委託し 実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、発注自体が大幅に減少しましたが、令和4年度に なり回復してきています。

② 区役所業務の発注の促進

障害者優先調達推進法に基づく発注状況の推移

	年度	30	31	2	3	4
役務	件数	89	108	87	99	94
	(円)	81, 159, 167	89,600,807	94, 309, 899	52,901,297	48, 789, 698
物品	件数	8	10	11	11	11
	(円)	25, 257, 080	12, 919, 464	20, 849, 365	1,049,033	1,509,953

区立公園、児童遊園及び区有施設の清掃等、カーテンやカバー類のクリーニング、発送文書の封入・封緘等の発注がありました。

令和3年度は防災用備蓄品の購入費及び建物清掃を請け負う事業者の撤退により、大幅に減少しています。なお、施設清掃は請負事業者撤退後、運営事業者と別の事業者との直接契約に変更され、障害者雇用が継続しています。

③ 就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援

ア なかの障害者就労支援ネットワーク

中野区においては、障害のある方を支援する事業所等が就労支援等に関し連携して取り組むためになかの就労支援ネットワークを設置、中野区障害者福祉事業団が事務局として運営にあたっています。

なかの障害者就労支援ネットワークに設置する共同受注部会においては、中野区役所 1階ロビーを活用した自主生産品等の販売会を開催しました。都営交通のシルバーパスの 更新時期など来庁者が増える時期に合わせた実施や障害者週間に、中野区民に障害者の就 労支援を行う事業所の理解を促進する目的をもって実施しました。

また、運営会議において、販路拡大に向けた検討を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大により対面販売の機会が減少した時には、インターネット販売の取組など情報共有を図りました。

新型コロナウイルス感染症により、対面による会議の機会が減少し、積極的に拡充に あたることはできず、これまでの取組みを維持するに留まっています。

イ 「福祉売店 ふれあいショップアザレア」の運営

中野区役所1階のスペースを中野区障害者福祉事業団に提供し、自主生産品等の販売を行っています。令和4年度は23団体、民間企業等6社が製品を販売する他、就労継続支援事業所からの出張販売にも協力をしています。

令和6年の新区役所への移転に向けて福祉売店のあり方について検討しており、移転 に向けた準備を進めています。

ウ 自主生産品の課題

自主生産品の開発は、障害のある人が取り組める工程を分析し商品価値が認められる 製品に作り上げることから始まり、同じ工程を繰り返し積み重ねることで安定した生産が できるようになります。新規開発には時間を要するため、商品がマンネリ化してしまう、 時代に合っていないといった課題が生じています。

就労継続支援事業所を利用する障害のある方の高齢化、重度化が進み、自主生産品の 開発が更に難しくなっている側面もあります。

反面、自主生産品の作製に参加することが自己実現のひとつとなっている人もあり、

前述の課題を踏まえ、改善できることを検討することが必要です。

区内の伝統工芸職人との協働をコーディネートする仕組みづくりについては、新型コロナウイルス感染症対策のため出向くことも難しく、休止しています。今後、自主生産品の開発や販路拡充に向けた検討を進める中で、改めて実効性等を検証できるように検討する必要があります。